

恩納村環境保全条例 手続きの流れ

事前相談

土地開発審議会事項
(村長承認事項)

非該当の場合は、下記に注意する事。

- ①防災対策に努める。
- ②他法令や他関係機関の協議・調整

該当(500㎡以上の土地の区画形質変更)
※恩納村地域開発指導要綱 参照

他関係法令・関係機関
の許可・協議後

開発行為承認申請

事業概要の説明

意見照会

行政区

意見回答

意見については、開発審議会の
参考資料となります。

土地開発審議会

村長へ答申

開発行為承認

建築確認申請・景観の届出

行為の着手

*土地の区画形質変更とは……

土地の盛土・切土により、土地の形状を変更すること。
宅地以外の土地(農地・山林など)を、宅地にすること。